

平成30年第2回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

平成30年6月4日（月曜日）

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名（4番 櫻井登議員・5番 後藤澄壽議員）

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第 5号（専決第4号）喬木村税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 6号（専決第5号）喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 7号（専決第11号）損害賠償の額を定めることについて

報告第 8号（専決第6号）平成29年度喬木村一般会計補正予算（第6号）について

報告第 9号（専決第7号）平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

報告第10号（専決第8号）平成29年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

報告第 1 1 号 (専決第 9 号) 平成 2 9 年度喬木村介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について

報告第 1 2 号 (専決第 1 0 号) 平成 2 9 年度喬木村下水道特別会計補正予算 (第 4 号) について

報告第 1 3 号 平成 2 9 年度喬木村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

第 7 議案審議

議案第 3 0 号 喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 3 1 号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 2 号 喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

議案第 3 3 号 平成 3 0 年度喬木村一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 3 4 号 平成 3 0 年度喬木村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 3 5 号 平成 3 0 年度喬木村下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 3 6 号 平成 3 0 年度喬木村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

第 8 請願

請願第 3 号 国の責任による 3 5 人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

請願第 4 号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書

請願第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書

請願第 6 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

3. 散 会

応集議員 1 2 名

出席議員 1 2 名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第2回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、4番、櫻井登君、5番、後藤澄壽君を指名いたします。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、会期の決定。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

5月31日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたします。

本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告9件、議案7件、請願4件です。

その審査につきましては、報告9件、即決議案1件については、初日本会議で採決、

他の議案及び請願については、委員会付託することといたしました。

受理しました請願は4件、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書、この4件は、社会文教常任委員会に審議を付託することとしました。

次に、6月16日に行われます一般質問の通告締め切りは、6月5日、火曜日、正午でございます。申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に記載し、定刻までに通告されますようお願いいたします。

全員協議会は、本日1日限り。議員の全員協議会は本日と最終日に予定しております。

なお、予算決算委員会2回目を除く常任委員会は夜間開催となります。審議が終了しない場合は、6月16日を予備日として設定していますので、あらかじめご了承願います。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいまの委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月20日までの17日間に決定いたしました。

=== 日程第4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成30年第2回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙のところ、全員のご出席をいただき、諸案件につ

きましてご審議いただきますことに、深く感謝を申し上げるとともに厚く御礼を申し上げます。

今年は春先から気温の高い状況が続き、桜から始まり阿島の藤、くりん草園やポピー園など一斉に咲き誇り、多くのお客さまに楽しんでいただくことができたのではないかと考えております。

また、いちご狩りにつきましては、新規参入者による経営面積拡大、インターネット予約の開始等の要因もありまして、来園者が平成9年以来21年ぶりに5万人を超えたと聞いており、大変うれしく思っております。

各地の水田では田植えも終わり、初夏のさわやかな風が何とも心地よい季節となりましたが、一日の気温の変化が激しく、熱中症になる危険性が、広域消防により指摘されております。住民の皆さま、議員各位におかれましては、体調管理に充分ご留意をいただければというふうに思っております。

さて、3月定例会におきまして可決をいただきました、平成30年度各会計年度の予算につきましては、事業開始後、早2カ月が経過をしております。

今年度の予算の執行にあたりましては、リニア・三遠南信道関連事業、切れ目のない子育て支援及び人材育成、高齢者が安心して暮らせるむらづくりの3つを重点として取り組みを進めております。

今年度も、4月23日から6月15日まで村内16カ所で村政懇談会をお願いをしております。多くの皆さま方にご参加をいただく中、5月末までに14地区での開催を終えたところでございます。30年度予算の概要をはじめ、主な事業についてご説明申し上げ、その後の質疑応答では、例年以上に多くの貴重なご意見やご要望をいただいております。

それぞれ検討を進め、今後の村政運営に反映をさせてまいりたいと思っております。

特に深刻な課題は、少子高齢化に伴う人口減少下で、どうやって喬木村の活力を維持していくかということになるろうかと思っておりますが、山間地区では特に深刻で、集落維持について、自らでは解決ができない状況にもなっております。山間地の集落の維持・発展については、村全体の課題としてとらえ、喫緊の課題として取り組まなければならないと改めて考えているところでございます。

それでは、最近の村の情勢について、ご報告させていただきます。

はじめに、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の事業進捗について、ご報告申し上げます。

リニア中央新幹線につきましては、阿島北地区内において用地測量が進み、3月下旬から順次境界立ち会いが行われ、土地の実測面積の確定作業が進められております。住宅等物件調査も実施されまして、夏に予定されております用地補償説明会に向けて準備が進められているところであります。

5月8日には、阿島北リニア対策協議会において、事業の進捗状況の説明会が開催されました。この中で、伊那山地トンネルの排水について、工事中もそして工事完了後も、壬生沢川へは排水は行わないとの方針が示されました。トンネル排水につきましては、地元の皆さんをはじめとしまして、阿島北リニア対策協議会、村リニア対策委員会が、壬生沢川への処理に懸念を表明し、壬生沢川へ流さないように要望してきたことが実りまして、一定の成果を上げることができたのかなというふうに思っております。

日照障害による損失補償につきましては、これまでの疑義に関する回答が示された段階でありますので、今後、個々の住宅への影響をしっかりと検証し、具体的な補償交渉に入っていかなければならないと思っております。

住民の皆さんからは、もっとJR東海が地元に入ってしっかり対応してほしいとの意見も出されたとお聞きをしております。

この件につきましては、私の方でもたびたびJR東海に対して、職員体制の一層の充実を要望しておりまして、今後も継続して強く働きかけていきたいと考えております。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤードにつきましては、この3月にJR東海と工事の施工等に関する基本協定を締結いたしました。現在、JR東海による農地転用許可申請事務、物件補償事務が進められております。

4月に行われました地権者協議会による説明会によりますと、6月をめどに地元説明会、工事着手前に工事説明会を開催するとのことであります。

村は、今後、JR東海と造成工事等の詳細を協議し、工事施工協定を締結することになります。

また、ガイドウェイに至る村道202号線の拡幅改良や新設道路による県道上飯田線との交差点協議も、JR東海と長野県の間で進められております。

こちらも、早期に地権者の皆さん、地元の皆さんに改良計画をお示しできるよう、努力してまいります。

リニア開業に向けて望まれるインフラ整備として、広域連合で検討しておりますコ

ンベンション施設及び屋内体育施設に関しましては、広域連合の情報提供依頼に基づきまして、議会にお計らいの上で、3月末に堰下地区を候補地として提出をいたしております。

管内からは、重複箇所も含めまして10カ所の候補地の情報提供があり、これからのリニア時代の飯伊地域の将来像を具体的にグランドデザインとして描く中で、真に必要な、求められる機能をしっかり整理した上で、新たに施設を整備する場合の機能・規模・配置等の考えを整理していくこととしております。

現段階では、実施主体、運営主体、財源等、何も決まっておられませんし、真にこの地域に必要なのかも含めて検討することになるかと思っておりますので、逐一経過につきましては、議会の皆さまにご報告を申し上げたいと思っております。

続きまして、三遠南信自動車道について、ご報告をいたします。

今年度、飯喬道路には、前年度当初と同額の44億5,000万円が配分されております。

村内におきましては、29年度補正予算を活用し、3月に本線1箇所、工事用道路5箇所の工事が発注されまして、昨年9月に発注されました工事用道路1箇所と合わせ、約16億円の工事が既に発注されております。

過日、私も発注工事箇所の視察をさせていただきまして、工事が順調に進捗している様子を確認してまいりました。予算配分にも左右をされますけれども、今後も順次工事発注が予定されていくとのことでございます。

また、村にとりまして、工事施工にあたり喫緊の課題であります主要地方道下条米川飯田線富田バイパスも、先日の地元説明会におきまして、11月頃から工事に着手したいとのスケジュールが示されたところであります。

今後、大規模発注によりまして、工事用車両の増加が見込まれるところでありますが、南部地区の皆さまには、スムーズな事業進捗を図るために、今後ともご理解、ご協力を賜りますよう、村からもお願いをしていきたいというふうに思っております。

リニア中央新幹線、三遠南信自動車道ともに、今年は目に見える形で大きく事業が動き出してまいります。

引き続き、住民の皆さまに寄り添い、住環境への影響を最小限にしつつ、最大限事業効果が図られるよう、取り組んでまいります。

次に、多機能型施設「みんなの広場アスボ」について申し上げます。

農協喬木支所跡地を有効活用するため、ボランティア団体の皆さんの拠点施設、た

かぎスポーツクラブのクラブハウス機能、介護予防活動や防災対策の拠点として建設を行ってまいりました、喬木村多機能型施設「みんなの広場アスポ」につきましては、議員の皆さまにもご出席をいただく中で、4月1日にオープンをいたしました。

オープンから2カ月が経過をいたしました。多くの皆さまに集っていただける場所として、徐々にではありますが、定着してきております。

コミュニティスペースはどなたでも無料でご利用いただけますので、簡単な打ち合わせやくつろぎの場として、また、子どもたちの学習の場としてもご利用いただければと考えております。

次に、ICT活用教育につきましては、多くの皆さまにご理解をいただく中で、順調に整備が進んでおります。

平成27年度より取り組んでおります喬木村のICT活用教育の取り組みにつきましては、2018日本ICT教育アワードにおいて高い評価を受け、文部科学大臣賞を受賞いたしました。

また、日本教育工学協会が教育の情報化を推進していくために進めております「学校情報化認定」において、喬木第一小学校、第二小学校、喬木中学校が、長野県内の公立学校では初めての「学校情報化優良校」に認定をされております。

平成30年度も、これまで以上にICT機器を活用した教育に取り組んでいくとともに、保育園から小学校・中学校までの一貫した教育も進めてまいります。

まず、ICT活用教育では、第二小学校と第一小学校をテレビ会議システムで結ぶ遠隔合同授業につきまして、こちらをすべての学年で取り組むこととしております。

さらに、同様の取り組みを行っております国内や海外の小学校とテレビ会議システムで結んで交流を行ったり、普段の授業でも電子黒板やデジタル教科書を活用した授業を実施してまいります。

加えて、今年度は喬木中学校におきまして、文部科学省の実証事業、「次世代の教育情報化推進事業」に取り組みをさせていただきます。

この事業は、新学習指導要領の実現を見据えまして、教科等横断的な情報活用能力の育成につきまして、また、ICTを効果的に活用する指導方法の開発のための実践を行い、モデルとなる指導案を作成するものです。

先進教育を地方創生の柱として計画しております本村の地域戦略として、常にアンテナを高くしながら、未来の人材育成に向けて投資をしてまいりたいと考えております。

次に、保育所のあり方について申し上げます。

喬木村内にあります3つの保育園では、保育士の確保、施設の老朽化、駐車場が狭い、未満児保育スペースが手狭になっているなど、多くの課題を抱えております。

3月には、保育所あり方検討委員会より意見書の提出があり、北保育園と中央保育園については統合し、南保育園については統合を見送ることが望ましいとのご意見をいただいております。

また、付帯意見として、今後の保育運営に際しては、保護者、地域住民の皆さまに充分説明を行うこと。南保育園は、少人数の中での保育を希望する園児の受け皿的な施設の検討をというご意見をいただいております。

今後は、検討委員会のご意見を踏まえ、保護者、地域の皆さまへの説明を充分に行い、しっかりとご意見をお聞きし、ご理解をいただく中で、統合を含めた保育園のあり方について、一定の判断をしていきたいと考えております。

次に、国民健康保険について申し上げます。

本村の国民健康保険事業は、平成24年度には基金が枯渇し、受益者の皆さまに値上げをお願いしながら、かつ、不足分については多額の法定外の一般会計からの繰入金によりしのいでまいりました。

29年度決算見込みでは、医療費の伸びが抑えられ、良好な決算を打つことができそうな状況であり、一定額の基金造成も可能となりました。

本年度より国保の県一元化がスタートいたしまして、県に対する納付金の水準がどうなるか、注視しておりましたが、本村におきましては、概ね現行水準の保険税負担で賄えそうだと結論に至りました。

社会保険への加入緩和、あるいは被保険者の後期高齢医療への移行等の要因によりまして、受益者は減少傾向にあり、これからの動向に引き続き注意しながら、保険税の水準を決めていく必要はございますけれども、29年度の医療費の状況等も勘案し、30年度の国保税の税率につきましては、約3%の減額を実施するよう、国保運営審議会に諮問し、可とする答申を過日いただきました。

本件に関する条例案を本会議にて提案し、ご審議をいただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本議会に提案、報告させていただきます議案について、概略を説明させていただきます。

報告案件につきましては、条例2件、損害賠償1件、補正予算5件、繰越明許1件

の計9件になります。

報告第5号、喬木村税条例の一部を改正する条例の制定及び、報告第6号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものになります。

税条例につきましては、平成33年度分からの個人住民税に係る控除額の見直し、たばこ税については、今年10月からの段階的なたばこ税率の引き上げ等によるものになります。

国民健康保険税条例につきましては、課税限度額及び低所得者の負担軽減措置の見直し等になります。

報告第7号は、過日、議会にてご報告させていただきました、公用車による損害賠償の額を定めることについて、専決処分させていただきました案件をご報告するものでございます。相手方の方には大変なご迷惑をおかけし、この場をお借りして、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。

報告第8号から報告第12号までは、平成29年度一般会計ほかすべての特別会計の補正予算を専決処分させていただきました。

報告第8号の一般会計専決補正予算につきましては、1,087万3千円を追加し、総額38億81万7千円となりました。

歳入におきましては、村税、特別交付税、その他収入漏れのないよう、最終確認と精算を行うとともに、村債の臨時財政対策債については、起債を見送ることといたしました。

歳出につきましても、各事業の最終調整を行いまして、差額については、公共施設整備基金1億円の積み立てを行い、残りは翌年度の繰越財源として予備費に計上したものが主なものになります。

報告第9号から12号までの各特別会計専決補正予算につきましては、それぞれ精算によるものでありまして、国保特別会計は増額補正、後期高齢、介護保険及び下水道特別会計が減額補正予算になります。

特に、国保特別会計におきましては、保険給付費が見込みより減少したことから、余剰金5,994万1千円を基金へ積み立て、制度改正後の激変緩和に備えてまいります。

介護保険特別会計におきましても、余剰金のうち600万円を介護給付費準備基金へ積み増し、今年度から始まりました第7期計画で活用することとしております。

報告第13号、平成29年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、庁内情報機器関連経費に係わる明許繰越費の報告になります。

議案につきましては、人事案件1件、条例1件、協定の締結1件、補正予算4件の計7件となります。

議案第30号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につきましては、任期満了となりました1名の方の再任をお願いするものであります。

議案第31号につきましては、国保運営協議会の答申を受けまして、国民健康保険税の算定方法及び税率の改正を行うものになります。

議案第32号につきましては、堰下浄化センターの電気設備工事委託に関する協定の締結について、条例によりまして議決をお願いするものになります。

議案第33号、喬木村一般会計補正予算（第1号）につきましては、259万5千円を追加して、総額37億8,259万5千円とするものになります。

歳入では、財政調整基金からの繰り入れを3,000万円、コミュニティ助成事業助成金の交付決定により230万円、スポーツ振興くじ助成金についても交付決定がございまして、2,970万5千円の減額を計上しております。

歳出におきましては、主なものとしまして、4月の人事異動に伴う人事経費の計上のほか、コミュニティ助成事業補助金として1地区に230万円、商工振興資金の資金需要に応えるための商工振興資金の預託金積み増しに1,000万円、スポーツ振興くじの助成金の交付決定によりまして、運動公園大規模改修工事の事業見直しにより1,328万4千円の減額を行う内容となっております。

議案第34号、喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、3万円を追加しまして総額8億303万円とし、議案第35号、喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、総額の増減はなく、議案第36号、喬木村水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出として84万4千円を追加して、合計2億1,892万6千円とするもので、歳出の主な内容は、それぞれ4月の人事異動に伴います人件費の計上になります。

各案件とも、後ほど担当課長より説明をさせますが、慎重審議の上、全案件ご承認いただけますようお願い申し上げます。

さて、昨年12月から試行しております村議会の夜間・休日開催につきましては、全国的に大きな関心を呼び、本年5月下旬から本日までの間に、視察による来村予約が8市町村に上るとお聞きをしております。結果としてどのような結論に至るかは承

知はしておりませんが、村としましては、限られた審議時間の中で最大の効果
を上げるべく、しっかりと事前準備をして議会に臨むべく、職員は対応しております
ので、喬木村議会が模索する最善の議会運営とその目的達成のための支援を惜しまな
い覚悟でございます。

議員各位が、村民益向上のためにご尽力されている取り組みに負けぬよう、行政と
いたしましても、高速交通網時代の新生喬木村を確かなものとするよう、努力してま
いります。

以上申し上げまして、私からの6月定例会招集のごあいさつとさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第5、諸般の報告。

◇ 1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたします。

5月7日、第4回町村議会改革シンポジウムにおきまして、休日・夜間議会の事例
発表をいたしました。

5月22日、高知県檮原町議会が、休日・夜間議会を含めた議会改革の取り組みに
つきまして視察に来られましたので、その対応をいたしました。

また、5月24日には、東京都の新島村議会の視察がありまして、その対応もいた
しました。

5月22日より、議会と各種団体との懇談会を行っています。5月22日は農業委
員会、5月24日は社協、高齢者クラブ、5月30日、みなみ信州農協喬木支所の懇
談会を行いまして、今後は、NPOたかぎの活性化団体、女性団体連絡協議会との懇
談が予定されています。

次に、議案等の受理であります。本定例会に提出されました案件は、お手元に配
布の議事日程のとおりであります。

◇ 2 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自

治法第121条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請しております。

=== 日程第6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、報告。

◇ 報告第5号（専決第4号）喬木村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 報告第5号、（専決第4号）喬木村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号につきましては、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第6号（専決第5号）喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 報告第6号、（専決第5号）喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第7号（専決第11号）損害賠償の額を定めることについて

○議長（下岡幸文） 報告第7号、（専決第11号）損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

後藤議員。

○8番（後藤章人） 8番、後藤章人でございます。

この金額とかその賠償のことについて、何ら問題するつもりはございませんけれども、以前にも何か確か事故がありまして、今回もその今後、再発防止については、何か講じたとか、策を講じたりとかしたのでしょうか。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 再発防止につきましてですけれども、実はこれ2月の事故ということになります。前回、3月のときにも数件報告させていただきましたけれども、それより以前の事故となりまして、今回、損害賠償が確定したということになります。

その際に、通常ですと、交通安全運動の期間中に啓発等を行っているわけですけれども、事故が非常に多いということを臨時的に職員に啓発をしまして、改めて交通安全に努めるように職員には周知をしてございます。

○議長（下岡幸文） 後藤議員。

○8番（後藤章人） わかりました。結構です。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第8号（専決第6号）平成29年度喬木村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（下岡幸文） 報告第8号、（専決第6号）平成29年度喬木村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 議席番号5番の後藤澄壽でございます。

23ページの先ほど説明がありました、財政調整基金等管理費、積立金、公共施設設備積み立てということで1億円を積み立てていただいたわけですが、この公共施設として何か具体的な施設を想定した上での積み立てでございましょうか。質問いたします。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 現在、具体的にですね、施設を想定しておるわけではありませんけれども、例えば、今後、既にある施設の長寿命化工事等でお金が必要になる場合もあります。特に中学校の大規模改修は課題になっておりますし、また、現在、保育園のあり方についても検討されておる中で、場合によっては、保育園の新設等もございしますので、そういったことに備えましての積み立てとなっております。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号につきましては、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第9号（専決第7号）平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（下岡幸文） 報告第9号、（専決第7号）平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 5番の後藤でございます。

12ページのところで先ほど説明いただきました、一般被保険者療養給付金が2,000万円、1,900万円ほど減っているわけでございますけれども、この理由といますか原因、これは予防やというか、あれに努めてきた結果かなあとも思うわけでございますが、どんなふうに分しておられましょうか。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 一番大きな要因というのは、先ほど村長の方の説明もありましたけれども、被保険者、社会保険へ移行したこと、また、後期高齢者への移行によりまして、被保険者数がかなり減少しております。28年度では被保険者数全体として1,545名だったものが、29年度では1,406名というふうに、約1,000人余を超えて減少しております。そのことと併せまして、高額も含めまして、医療費の増額が、29年度につきましては減少、予想より減っていたということによるものと考えております。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

○5番（後藤澄壽） いいです。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第9号につきましては、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第10号（専決第8号）平成29年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（下岡幸文） 続きまして、報告第10号、（専決第8号）平成29年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第11号（専決第9号）平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（下岡幸文） 報告第11号、（専決第9号）平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第11号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第12号（専決第10号）平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（下岡幸文） 報告第12号、（専決第10号）平成29年度喬木村下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号については、承認することに決定いたしました。

◇ 報告第13号 平成29年度喬木村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（下岡幸文） 次に、報告第13号、平成29年度喬木村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに専決処分について説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 形式的な質問になりますが、今の1ページ目のところは、単位が円になっておりますが、今までのほかのところは全部単位が千円になっているわけですが、何かここだけ単位を変えた理由がございますでしょうか。

○議長（下岡幸文） 村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） 予算については千円単位ということになっておりますが、この繰越明許につきましては、1円単位まで数字が出る場合もありますので、今回は出ておりませんが、1円単位まで出る場合があるということで、ここについては円単位での表記ということになりますのでお願いをいたします。

○議長（下岡幸文） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、報告第13号については、承認することに決定いたしました。

==== 日程第7 議案審議 ====

○議長（下岡幸文） 日程第7、議案審議。

◇ 議案第30号 喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること
について

○議長（下岡幸文） 議案第30号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案第30号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

直ちに説明を求めます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 議案第30号、喬木村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、ご提案を申し上げます。

今回、任期満了によりまして、ずっとお務めをいただいております、富田地区の元島利雄さんが任期を迎えられます。

元島さんにつきましては、平成18年から5期のお務めをいただきまして、今回、再任を同意していただければ6期目ということになります。

お仕事としましては、ずっと一級建築士として多くの公共建設物等の設計等を行いまして、大型の建設工事等に関わっているということでございます。

当該地域の土地の情勢、それから家屋、建物について、精通しているところでございまして、また、富田地区の中でも多くの役職を兼任されておりました、大変人望がある方だというふうにお聞きをしております。

昭和15年12月19日生まれということで、まだまだご活躍をいただけるというふうに思っておりますし、これから3年間の任期をぜひお願いしたいということで、今回、ご提案をさせていただきます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

この採決は、申し合わせにより、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第30号について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立者・全員）

○議長（下岡幸文） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第30号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇ 議案第31号 喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続きまして、議案第31号、喬木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

城田住民窓口課長。

○住民窓口課長（城田秋弘） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 3 2 号 喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

○議長（下岡幸文） 議案第 3 2 号、喬木村特定環境保全公共下水道堰下浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 2 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（下岡幸文） 議案第 3 3 号、平成 3 0 年度喬木村一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第34号 平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 議案第34号、平成30年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第35号 平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 議案第35号、平成30年度喬木村下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中森議員。

○7番（中森高茂） 7番、中森高茂でございます。

この5ページの給与費明細書の給与費の合計が39万1千円、それと次の水道事業会計の実施計画の1ページの部分ですね、見てもらうと、人件費が37万1千円というふうになっているんですが、これは直接ここには関わって、関係はないわけですか。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

中森議員。

○7番（中森高茂） 失礼しました。水道事業と下水道事業を見間違えましたので、大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第36号 平成30年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（下岡幸文） 議案第36号、平成30年度喬木村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

=== 日程第8 請願 ===

○議長（下岡幸文） 日程第8、請願。

◇ 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

○議長（下岡幸文） 請願第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

ここで、紹介議員より説明を求めます。

佐藤文彦議員。

○1番（佐藤文彦） 議席番号1番、佐藤文彦でございます。

それでは、請願第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書につきまして、私の方から説明させていただきます。

請願先につきましては、喬木村議会議長、下岡幸文様。

請願者、喬木村1548番地、喬木村学校教職員組合代表者、楯賢蔵様。

紹介議員は、私、佐藤文彦でございます。

以下、朗読をもって説明と代えさせていただきます。

請願趣旨、1、どの子にもゆきとどいた教育をするために、国の責任による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額を求める意見書を、政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたい。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書を、政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたい。

請願理由、現在の学校や子どもを取り巻くさまざまな課題が増加する中、35人以

下学級の実現など、教職員定数の大幅増を求める世論はますます大きいものとなっています。

国においては、国民的な強い要求に支えられ、2011年度、義務教育標準法の改定を行い、30年ぶりに学級定数の引き下げが行われました。しかし、2012年度は、小2への35人以下学級の拡大は加配対応となりました。2013年、2014年とも35人以下学級の動きは止められ、2015年度予算編成では、35人以下学級推進の概算要求すら見送られました。

長野県では、2013年度に35人以下学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校のすべての学年において35人以下学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏付けがないために、財政的な負担は大きく、小学校では、本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置によって補っていたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において、早期に35人以下学級を実現する必要があります。

また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員の配置をするなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的な負担は大きいものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現させるため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることも大切です。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出していただくようお願いいたします。

以上です。

裏面に意見書（案）を添付しております。こちらについては、内容は今の説明と同じとなりますので、省略させていただきます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第4号 複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書

○議長（下岡幸文） 請願第4号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

ここで、紹介議員から説明を求めます。

佐藤文彦議員。

○1番（佐藤文彦） それでは、引き続きまして、請願第4号、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書につきまして、説明をさせていただきます。

こちら先ほどと同じく、請願先、喬木村議会議長、下岡幸文様。

請願者、喬木村1548番地、喬木村学校教職員組合代表、楯賢蔵。

紹介議員は、佐藤文彦でございます。

以下につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願趣旨、平成31年度国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書を、政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたい。

請願理由、少子化が全国的に進む中、特に過疎化が進む地域において、現行の学級編制基準のもとでは、複式学級が増加せざるを得ない状況も生まれています。この状況を改善すべく、少人数の学校が立地する多くの地方自治体は、それぞれ独自の予算付けを行い、子どもたちの学びの質を保障し、保護者や地域社会の人々の教育条件に対する不安を解消すべく、複式学級解消のための加配措置をとっています。たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から複式学級は避けられるべきであり、そのためには現行の学級編制基準を改善する必要がある

ります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められています。

現在の日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や、教員一人当たりの児童生徒数などにみられるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。学校規模の大小を問わず、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応ができるようにするためにも、教職員配置のさらなる充実が必要です。

現在、さまざまな教育課題に対応するための独自の加配措置が多く地方自治体で行われていますが、地方交付税の削減が毎年行われる昨今の情勢を鑑みるに、こうした独自の措置を継続することは困難になってきます。

貴議会におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、35人以下学級の早期実現とともに、複式学級の編制基準の改善、教職員定数の大幅増を求め、政府及び関係行政官庁宛に意見書を提出していただくよう要請いたします。

こちらにつきましても、意見書（案）を裏面に添付してあります。説明は省略させていただきます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書に

ついてを議題といたします。

ここで、紹介議員より説明を求めます。

佐藤文彦議員。

○1番（佐藤文彦） それでは、続きまして、請願第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書について、説明をさせていただきます。

こちらと同じく、請願先、喬木村議会議長、下岡幸文様。

請願者、喬木村1548番地、喬木村学校教職員組合代表、楯賢蔵。

以下、朗読をもって説明と代えさせていただきます。

請願事項、平成31年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたい。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

請願理由、義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。そしてこの原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しました。それまで県・市町村の負担であった学校教育活動費、人件費を含む必要経費が国の負担になるようになり、教育の機会均等や教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。

しかし、1985年から政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、2006年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については、2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は、一般財源として地方に交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として、現行義務教育制度の重要な根幹をなしています。国が財政的な責任を果たさなければ、都道府県、市町村による教育条件格差ができてしまい、住んでいる地域によって教育の質に差ができる事態が生まれかねません。

私たちは、子どもたちがどこに住んでいても自治体の財政力に左右されず、等しく教育を受ける権利を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきで

あり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えています。教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採択をぜひお願いいたします。

これにつきましても、意見書を裏面に添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 請願第6号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

○議長（下岡幸文） 請願第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についてを議題といたします。

ここで、紹介議員より説明を求めます。

佐藤文彦議員。

○1番（佐藤文彦） それでは、請願第6号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について、説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、請願先は、喬木村議会議長、下岡幸文様。

請願者、喬木村1548番地、喬木村学校教職員組合代表、楯賢蔵。

以下、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願事項、へき地教育振興法第1条「教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき

地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」に照らし合わせ、以下の内容の意見書を長野県知事宛に提出していただきたい。

1、へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分に把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すこと。

請願理由、「へき地教育振興法」は、都道府県の任務として、(1)「特殊事情に適した学習指導、教材、教具等について調査、研究」及び「資料整備」、「教員の養成施設」の設置、市町村への「指導、助言又は援助」等、(2)教員及び職員の定員の決定への「特別の配慮」、(3)教員の研修について「教員に十分な機会を与えるように措置するとともに研修旅費その他研修に関して必要な経費の確保」を規定しています。また、第5条二-2は「へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める」としています。

しかしながら、長野県は2006年度より1級地のへき地手当率を文部科学省令に定める基準8%の8分の1にすぎない1%にするなど、大幅な減額をしました。へき地手当の原資は基準に基づいて国から県に交付されており、関東、本県を除く甲信越、北陸、東海すべての都県は、同省令で定める率に準拠し支給しています。(現在本県では、地域手当2%の一律分を加え1級地3%などと、省令基準の3分の1程度まで回復)。

その結果、へき地教育にさまざまなゆがみが生じています。へき地校に勤務する教職員が学習資料や教材・教具等を購入するために都市部まで出かけることが困難になったり、経済的負担が増したりしています。文部科学省令で定める率で支給されていた時代には、正規職員が多く年齢バランスがよかった職員構成は、現在では青年層が過半数を占めたり、臨時的任用教職員の比率が倍増したりしています。それは、家族の養育や介護を抱える中堅層の教職員の場合、へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。こうした状況は、青年教職員のスキルアップという点からも好ましい環境とはいえません。さらに、隣県の臨時的任用職員が、本県へき地校へ応募することを手控えるケースも起きています。

長野県教職員組合では、長野県教育委員会に対し、2006年度より一貫して上記の不条理を訴え、原資が国から交付されていることや近隣県のすべてが従来の支給率を採用していることを根拠にし、折衝や交渉で以前のへき地手当支給率に戻すように度重ね主張してきました。2016年度には県教委より「へき地勤務の状況について、引き続き調査する」との回答を得ました。

貴議会のご尽力により、へき地学校等を取り巻く生活環境・交通事情等が改善されていますが、それ以上に都市部の地域の社会的・経済的・文化的諸条件は向上しており、相対的な格差は一層拡大しているのが実情です。それにもかかわらず、今、へき地手当率の改善が、こうした相対的へき地性の拡大を考慮せずに行われなければ、へき地校での教職員配置を始め、へき地教育にますます大きなゆがみが生じることは必至です。結果として、本県の教育水準の維持及び地方自治体の将来の担い手の育成にも大きな影響を与えることにもなりかねません。

以上の理由により、へき地手当およびへき地手当に準じる手当率については、教職員の人材確保上、へき地における児童・生徒の教育の機会均等、へき地教育条件整備の観点からも、本県特有の地理的・自然的条件を重視して近隣県並みに戻す必要があります。

こちらにつきましても、意見書（案）を添付してございます。説明は同じでありますので省略させていただきます。

以上です。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

本案件は、議会運営委員長報告のとおり、社会文教常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、社会文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散会

○議長（下岡幸文） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前 1 1 時 2 1 分